城里町から転出される方へ

新しい住所地に**住み始めた日から１４日以内**に下記のものを添えて、新住所地で転入届をしてください。（詳しくは新住所地にお問い合わせください）

|  |  |
| --- | --- |
| 転入届に  必要なもの | ①転出証明書（マイナンバーカード・住民基本台帳カードによる転入届の場合は不要）  ②通知カードもしくはマイナンバーカード（転入される方全員分）  ③届出人の本人確認ができるもの（運転免許証、パスポート等）  ④在留カードまたは特別永住者証明書（外国人の方）（転入される方全員分）  ⑤国民年金手帳（加入者のみ）  ⑥届出人の印鑑 |

※正当な理由がなく14日以内に届出をしないと、過料に処せられる場合があります。

その他の手続きは下記のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 手続き内容 | 城里町での手続き | 新住所地での手続き  ※詳しくは新住所地にお問い合わせください。 |
| **印鑑登録**をしている | 転出（予定）日をもって廃止されますので、印鑑登録証は町民課にお返しください。 | 必要な方は、新たに印鑑登録をしてください。 |
| **マイナンバーカード・**  **住民基本台帳カード**を持っている | 城里町での手続きは必要ありません。 | 住所変更、継続利用等の手続きをしてください。 |
| **国民健康保険**に加入している | 健康保険課で喪失手続きをして保険証をお返しください。 | 新たに加入の手続きをしてください。転入先の世帯が国民健康保険に加入しているときはその保険証を持参してください。 |
| **後期高齢者医療被保険者証**を持っている | 後期高齢者医療被保険者証を健康保険課にお返しください。 | 負担区分等証明書を持参の上、手続きをしてください。 |
| **医療**を受けている | 医療福祉費受給者証を健康保険課にお返しください。 | 受給者証交付状況証明書を持参の上、手続きをしてください。（茨城県内に限る。） |
| **介護保険**に加入している65歳以上の方および40～64歳までの要介護認定者 | 保険証または資格者証を長寿応援課にお返しください。  ６５歳以上の方は、保険料の還付手続きをしてください。 | 改めて加入の手続きをしてください。 |
| **難病患者見舞金**を受給している | 福祉こども課で受給資格消滅の手続きをしてください。 | 新住所地に各受給者証を持参の上、申請の手続きをしてください。 |
| **障害者手帳**を持っている **（身体、精神、療育）** | 城里町での手続きは必要ありません。 | 新住所地に手帳を持参の上、住所変更等の手続きをしてください。  顔写真が必要な場合があります。  （精神、療育） |
| **自立支援医療（更生・育成・精神通院）受給者証**を持っている | 城里町での手続きは必要ありません。 | 新住所地に受給者証・障害者手帳・保険証等を持参の上、手続きをしてください。 |
| **特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当**を受けている | 城里町での手続きは必要ありません。 | 新住所地で住所変更等の手続きをしてください。 |
| **児童手当**を受けている | 福祉こども課で児童手当支給事由消滅の手続きをしてください。 | 新住所地で認定請求の手続きをしてください。 |
| **児童扶養手当**を受けている | 福祉こども課で住所変更の手続きをしてください。 | 新住所地で住所変更の手続きをしてください。 |
| **保育所・認定こども園**に通園している | 福祉こども課で退園の手続きをしてください。 | 新住所地の幼稚園・保育所等で手続きをしてください。 |
| **公立幼稚園**に通園している | 幼稚園で退所の手続きをしてください。 |
| **公立小中学校**に転校する | 学校から在学証明書等をもらって　ください。(転校先で必要です。)  転出手続きの後、教育委員会にて転校の手続き（小中学生のみ）をしてください。 | 新住所地の教育委員会にて必要な手続きをしてください。  新住所地の学校へ在学証明書等を持って行き、手続きをしてください。 |
| **水道・下水道**関係 | 上下水道お客様センターで中止の　手続きをしてください。  ※常北地区の農集排と公共下水の井戸水等の利用世帯は人員変更届をお忘れなく！ | 新住所地で新たに手続きをしてください。 |
| **軽自動車**(原付バイク・小型特殊自動車)を持っている | 50～125ccのバイクについては、ナンバープレート・標識交付証明書を持参の上、廃車手続きをしてください。 | 廃車証明書・印鑑を持参の上、手続きをしてください。 |
| **固定資産税**関係 | 城里町での手続きは必要ありません。 | 新住所地からさらに転出した場合は、城里町税務課へご連絡ください。 |
| **自治会**に加入している | 自治会長へ連絡してください。 |  |
| **城里町営住宅**に住んでいる | 町営住宅同居者異動届等が必要です。印鑑を持って都市建設課にて手続きをしてください。 |  |

**☆転入する本人または世帯主以外の方が転入届をするとき**

代理人が転入の手続きをするときは、委任状が必要になります。

**☆転出証明書に記載してあることが変更になったら**

そのまま新住所に提出して、変更事項を申し出て転入届をしてください。

**☆転出を取りやめるとき**

城里町役場に転出証明書をお持ちの上、転出取り消しの届出をしてください。

郵送先・問い合わせ先

〒３１１－４３９１

茨城県東茨城郡城里町大字石塚１４２８－２５

城里町役場　町民課　☎０２９－２８８－３１１１